

～相続税の計算の注意点「債務控除編」～

はじめに

平成25年度税制改正により、「遺産に係る基礎控除額」が引き下げられたため、相続税が課税される割合が全国的にみて4%から6%に上がると見込まれ、今まで相続税と無関係だった方も相続税の納税義務者となる可能性が出てきました。

そもそも相続税は、財産を持っていれば必ず課税されるものではありません。相続税は基本的には、「遺産総額<債務控除額+基礎控除額」の場合には、相続税は課税されません。

しかし、相続税の計算構造の関係上、相続人が複数人いる場合、財産及び債務の相続の状況により相続税が発生してしまうケースがあります。

債務控除について

(内容)

相続税を計算するときに、被相続人が残した借入金などの債務を遺産総額から差し引くことができます。ただし、債務ならば、すべての債務が控除の対象となるわけではありません。遺産総額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときに確実に認められるものに限定されます。また、葬式費用についても債務ではありませんが、遺産総額から差し引くことができます。

(計算上の取り扱い)

相続税の計算上、債務控除を行うのは、各相続人の相続税の課税価格の計算を行う時です。ここでご注意いただきたいことは、特定の相続人が多額の債務を負担し、財産から債務を控除した金額がマイナスになっても、その相続人の相続税の課税価格は、ゼロ円となることです。

・相続税の計算手順

第一段階 ←債務控除はここで控除

各相続人の相続税の課税価格の計算

第二段階

相続人全員の相続税の総額及び各相続人の

算出相続税額の計算

第三段階

各相続人の納付すべき相続税額の計算

・具体例

遺産総額 15,000万円、債務控除 12,000万円、
相続人 3名(A・B・C)、基礎控除 4,800万円
(ケース1) 相続人が債務を均等に負担した場合

(単位：万円)

	A	B	C	合計額
財産の価額	5,000	5,000	5,000	15,000
債務控除額	4,000	4,000	4,000	12,000
課税価格	1,000	1,000	1,000	3,000

(ケース2) Aのみが債務を負担した場合

(単位：万円)

	A	B	C	合計額
財産の価額	5,000	5,000	5,000	15,000
債務控除額	12,000	0	0	12,000
課税価格	0	5,000	5,000	10,000

総括

相続税は、財産や債務の金額が同じでも、財産・債務の内容や遺産分割協議の状況により、計算結果が異なります。「遺産総額<債務控除額+基礎控除額」だからと言って、「うちは相続税がかからないから大丈夫」という先入観を捨てることは大事なことです。相続税の大増税時代に入り、約1年が経過しました。まだ、相続発生前であっても事前に専門家へ相談をすることが、円満な相続への近道となります。いざ始まらないと実感しないのが相続でもあると思いますので、まずは、家族内で話し合っていくことから始めてみてはいかがでしょうか。

(今回のレポートは、「債務控除」の取り扱いを焦点あてたため、その他の用語の説明については、割愛をさせていただきます。)

(文責：岡本)

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。